

# 特記仕様書 R 2 那土 木沢上那賀線 那賀・小島他 道路草刈業務

## (総則)

第1条 本業務は、本仕様によるほか、本仕様書に定めのない事項については、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」によるものとする。

## (現場責任者)

第2条 受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内（7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（様式第5号）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。

5 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者（下請負の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。

また、専任を要しない請負工事（3500万円未満）の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

## (一般廃棄物の搬出)

第3条 除草及びせん定作業により発生する一般廃棄物は、有効利用可能な場所へ搬出し処分(処理)を行う必要があることから、搬出先や条件については業務着手前に監督員と協議すること。また、搬出に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

完了時においては、処分(処理)状況の分かる写真（及び書類（受取伝票等））を提出すること。

## (廃棄物の処理及び処分)

第4条 業務中にその他廃棄物の処理が発生した場合には、搬出先や条件について監督員と協議し承諾を得ること。

搬出先との協議の結果、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された方法で処理及び処分が出来ない場合は、監督員と協議すること。

## (交通誘導警備員)

第5条 本業務においては、交通整理の必要日数として18日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員Aを合計0名（交替要員〔無し〕）、交通誘導警備員Bを合計35名（交替要員〔無し〕）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

2 請負者は、「交通整理員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

### **（交通安全管理）**

第6条 交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

### **（交通誘導警備員の配置計画）**

第7条 現道上の工事においては、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから、請負者は状況を十分に把握するとともに、その対策について交通誘導警備員の配置計画を提出するものとする。

### **（安全教育等）**

第8条 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本業務内容等の周知徹底
- (3) 業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該業務における災害対策訓練
- (5) 当該業務現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、「安全訓練等実施報告書」により、監督員に提出しなければならない。

### **（除草現場における事故防止対策）**

第9条 受託者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。

①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用

②ベニア板、飛散防止用ネット等の防護材を使用

- ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追随させる。
- ・歩道の縁石際など草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。

受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により監督員に提出し、確認を受けなければならない。

### **（業務施行時期等）**

第10条 受託者は今回の業務において、1回の除草を行うものとする。なお、除草時期については、監督員と協議の上、業務を遂行するものとする。